

- (3) 常任幹事会は常任幹事長、事務局長、常任幹事および会計幹事をもって構成する。
- (4) 幹事会は常任幹事長、事務局長、常任幹事、幹事および会計幹事をもって構成する。
- (5) 事務局員は必要に応じて、各会議に参加することができる。

#### (会議の招集と議長)

第12条 (1) 総代会は会長がこれを招集し、出席者の互選によって議長を選出する。

- (2) 常任幹事会および幹事会は会長がこれを招集し、議長は常任幹事長が務める。
- (3) 臨時総代会は会長が必要と認めた時、開催することが出来る。

#### (会議の成立および議決)

第13条 (1) 本会の会議は過半数の出席と委任状をもって成立する。

- (2) 本会の会議の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

#### (会議の決議および審議事項)

第14条 総代会は次の事項の決議を行う。

- (1) 規約の設定、変更。
- (2) 事業計画および収支予算の決定または変更。
- (3) 事業報告、収支決算報告および監査報告の承認。
- (4) 常任幹事会、幹事会に委任する事項。
- (5) その他、会長が必要と認め、委任した事項。

## 第 5 章 会 計

#### (会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### (経 費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金およびその他の収入をもってあてる。

#### (会 費)

第17条 本会は、本会に参画する獅子方1団体あたり均一に会費を徴収する。

## 付 則

#### (規約の施行)

1. この規約は、本会の設立の日である平成9年5月2日から施行する。
2. この規約は、平成10年4月17日一部改正し、施行する。
3. この規約は、平成14年4月13日一部改正し、施行する。